

第四十二号の十二の十様式(第八条の二の三関係)(A4)

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第18条第9項の規定による

期間を延長する旨の通知書

第 号
年 月 日

国の機関の長等 様

指定構造計算適合性判定機関

下記の計画は、下記の理由により建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第8項に規定する期間内に同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第8項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第18条第9項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 年 月 日付け第 号
2. 建築場所
(理由)
(延長する期間)
(備考)